

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
28	優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止	農林水産省 国土交通省	1
9	幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置の延長	こども家庭庁	9
22	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し	内閣官房	11
36	訪問型サービス等を実施する際の駐車許可に係る手続の見直し	警察庁	14
19	地域型保育給付費等の支出に係るルールの整備・明確化	こども家庭庁	15
3	里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築	こども家庭庁	17
4	妊産婦健康診査に係る受診票の統一及び情報共有システムの構築		
12	民生委員・児童委員の選任要件の見直し	厚生労働省	18
13	児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員等の証明事務の見直し	こども家庭庁 厚生労働省	22
33	指定障害福祉サービス事業者等が行う届出の合理化	こども家庭庁 厚生労働省	31
32	身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止	厚生労働省	33

令和5年 地方分権提案募集

優良田園住宅建設計画の認定に係る
都道府県知事との協議について
(2次ヒアリング)

令和5年9月

国土交通省 住宅局

国土交通省 都市局

農林水産省 農村振興局

建設計画の認定手続きを合理的に進めることについて (専門部会からの再検討の視点を踏まえた対応方針)【都市計画法】

再検討の視点

以下の市町村()においては、都市計画等との調和の観点から見ても、建設計画の認定に当たり、都道府県知事と協議する必要はないのではないかと。

自ら開発審査会を設置している政令指定都市等
都市計画法第34条第11号又は同条第12号に基づき条例により建設計画に基づく開発行為を開発審査会の議を経ずに自ら許可することとしている事務処理市町村
都道府県が優良田園住宅の建設に係る開発行為を開発審査会の包括承認基準としており、開発審査会の議を経たものとして自ら許可することができる当該都道府県内の事務処理市町村

2



回答及び対応方針

以下のいずれかの場合は、都道府県が事前に開発許可基準への適合性を審査する必要がないため、都市計画法上の観点においては、都道府県の開発許可担当部局との調整は必ずしも必要ではないと考えられる。

建設計画の認定市町村が、開発許可権限を有する政令指定都市、中核市、施行時特例市の場合
認定された建設計画に基づき住宅を建築する目的で行う開発行為について、都市計画法第34条第11号又は同条第12号に基づき条例に区域等を定めている場合
認定された建設計画に基づき住宅を建築する目的で行う開発行為について、開発審査会において包括承認基準()を定めている場合

() あらかじめ一定のものについて開発審査会における議を経たものとし、具体の申請に係る処理については事後の報告で足りるものとする等の基準

これらの旨を周知することで手続きの簡素化が図れないか検討してまいりたい。

開発許可制度運用指針（抄）

- 7 法第34条第14号等関係
- 7 - 1 市街化調整区域における法第34条第14号等の運用

（16）優良田園住宅

優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号。以下「優良田園法」という。）による優良田園住宅については、同法第5条の規定により、法の規定による許可を求められたときは優良田園住宅の建設の促進が図られるよう適切な配慮をするものとされていることから、次に掲げる事項に留意することが望ましい。

開発許可基準及び建築許可基準への適合性を審査するに当たっては、手続の迅速化に努めること。

優良田園法第4条に規定する優良田園住宅建設計画（以下「建設計画」という。）の認定に先立って優良田園住宅担当部局から協議を受けた場合には、認定を受けた建設計画に係る開発許可又は建築許可の審査が円滑に行われるよう、建設計画に記載された内容から判断して、開発許可基準又は建築許可基準に適合しないと判断される場合には必要な意見を述べること。

建設計画の申請の段階において、当該建設計画に係る開発計画が具体的に固まっている場合には、建設計画の審査と並行して開発許可の事前審査等の制度を積極的に活用する等により、建設計画作成上の手戻りを防ぎ、申請者にとって過度の負担とならないよう努めること。

開発許可、特に大規模な開発に係る許可については、地域の実情に応じ、関係部局との横断的調整組織を積極的に設置・活用して調整を図り、事務処理の一層の迅速化に努めること。

法第32条に基づく公共施設管理者の同意、協議手続については、当該市町村が自ら優良田園法第3条第1項に規定する基本方針の策定や建設計画の認定を行っていることに鑑み、手続の一層の迅速化が図られるよう、都道府県にあっては、適宜当該市町村と連絡をとる等可能な限り開発許可との同時並行的な処理に努めること。

開発許可の審査に当たっては、地域の実情に応じ横断的調整組織等を活用して、同様の審査資料に係る様式の統一等提出書類の一層の簡素化に努めること。

開発許可の迅速な運用に資する観点からは、建設計画に基づいて行われる開発行為を開発審査会の提案基準とすることや、建設計画に係る土地の区域について法第34条第11号又は同条第12号の区域として指定を行うことも考えられること

(参考) 立地基準 (都市計画法第34条)

1. 市街化調整区域において許可を受けることができる開発行為は、以下のような建物を建設するための行為であり、都市計画法第34条に各号列記されている。

- 第1号 周辺居住者の生活に必要な建物 (診療所、保育所、食料品店、理髪店等)
- 第2号 鉱物資源、観光資源等の有効利用上必要な建物 (生コン工場、観光展望台等)
- 第3号 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする建物 (許可事例なし)
- 第4号 農林水産業及び関連産業用の建物 (貯蔵倉庫、缶詰工場等)
- 第5号 農林業等の活性化を図るために必要な農業用施設、林業用施設 (農林業体験実習施設等)
- 第6号 中小企業者の高度化に資する建物 (工業団地、共同店舗等)
- 第7号 現に稼働している工場の関連事業に必要な建物
- 第8号 危険物の貯蔵や処理のための建物 (火薬庫等)
- 第8号の2 市街化調整区域内の災害レスゾーンから移転する建物
- 第9号 道路交通に必要な建物 (ガソリンスタンド、道の駅等)
- 第10号 地区計画に適合する建物
- 第11号 市街化区域に隣接・近接しおおむね50戸以上連たんしている地域における建物
- 第12号 市街化促進のおそれなく、市街化区域で行うことが困難な建物
- 第13号 市街化調整区域が都市計画決定された際における既存の権利者が行う開発

2. 上記のように類型化できない開発行為については、第三者機関に付議して個別に一件審査する (都市計画法第34条第14号)。

前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認める開発行為

建設計画の認定手続きを合理的に進めることについて (専門部会からの再検討の視点を踏まえた対応方針)【農振法・農地法】

再検討の視点

提案団体(藤枝市)のように、基本方針において農用地区域を優良田園住宅の対象区域から除き、かつ、農地転用許可の権限移譲を受けている場合は、農地の保全の観点から見ても、建設計画の認定に当たって都道府県知事と協議する必要はなくなると考えてよいか。



回答及び対応方針

以下 のいずれにも該当する場合は、都道府県が事前に農地転用許可基準への適合性を審査する必要性がないため、農地法上の観点においては、都道府県の農地転用許可担当部局との調整は必ずしも必要ではないと考えられる。

建設計画の認定市町村が、指定市町村や条例移譲市町村(権限移譲されている面積を超える農地となる場合は除く) の場合
建設計画に含まれる農地が農用地区域外の第2種又は第3種農地であって、4ha以下である場合

藤枝市は条例移譲市町村であり、4ha以下の農地転用許可の権限が移譲

但し、農用地区域外の農地であっても、

- ・第1種農地を転用しようとする場合は、都道府県知事との協議が調うことで、特例的に転用が認められていること
 - ・4haを超える農地を転用しようとする場合には、農林水産大臣との協議を要すること
- から、これらに該当する場合は、都道府県知事との協議は必要となる。

さらに、建設する土地の区域が農用地区域外の農地である場合には、農用地区域からの除外の手続きを行う必要がないため、事前審査の段階から、建設計画の認定の手続と農地転用許可の手続を並行して進めることで、優良田園住宅建設までの期間を短縮を図ることが可能である。

これらの旨を周知することで手続きの簡素化・迅速化が図れないか検討してまいりたい。

農用地区域外の農地を優良田園住宅に供するため転用する場合の改善（案）

【現行】

優良田園住宅建設
計画の事前審査

優良田園住宅建設
計画の認定手続き

優良田園住宅建設
計画の認定

優良田園住宅を建
設するための農地
転用の申し出【事
業者 市町村】

農地転用許可
申請

農地転用許可

優良田園住宅
の建設

【改善案】

優良田園住宅建設
計画の事前審査

優良田園住宅建設
計画の認定手続き

優良田園住宅建設
計画の認定

優良田園住宅
の建設

優良田園住宅を建
設するための農地
転用の申し出【事
業者 市町村】

農地転用許可
申請

農地転用許可

優良田園建設計画の認定と同時に許可

優良田園住宅計画の認定手続
と農地法や都市計画法等の
許認可手続きを同時に進める
ことで住宅建設までの期間を
短縮

優良田園住宅の基本方針と住宅建設計画の記載内容について

- 建設計画は事業者が定める具体的な事業計画であり、優良田園住宅の建設に当たり基本的な考え方を定めた基本方針とは重複しない。
- 特に、農地転用や開発許可等の判断に必要な土地の区域や周辺の土地利用の状況の粒度が異なり、都道府県知事との協議を省略することは困難。
- なお、農振法や農地法との調整を定めた当省の通知で市町村に対し建設計画に添付を求めている内容と基本方針又は建設計画の内容が一部重複しており、添付書類の記載の簡略化は検討可能。

基本方針（市町村）

優良田園住宅の促進に関する基本的な方向

・優良田園住宅の需要者と住宅のイメージ等

優良田園住宅の建設が基本的に適当と認められる**おおよその土地の区域**に関する事項

・住宅像の違いに応じて区域を定めるが、投機的な土地取得を防止するため、即地的に区域を明示するのではなく、おおよその区域の範囲を示すことを想定

優良田園住宅が建設される地域における個性豊かな地域社会の創造のために必要な事項

自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和その他優良田園住宅の建設の促進に際し配慮すべき事項

その他必要な事項

住宅建設計画（建設事業者）

事業者の氏名及び住所
計画の区域（地域の名称）

計画区域の土地（地番、地目、面積）
及び住宅設計の概要（建設面積、建ぺい率、容積率、階数）

建設の着手及び完了の予定年月日

周辺の土地利用の状況及び公共施設の整備の状況

計画区域内の土地利用計画及び公共施設の整備計画

計画区域内の取水及び排水の計画の概要

その他基本方針に照らして適切であることを明らかにするために必要な事項

【参考】農振法・農地法との調整に必要な添付書類（市町村）

【円滑化通知様式】

当該**優良田園住宅建設計画**に対する**市町村の基本的考え方**
基本方針等に照らして適切で、**優良田園住宅の要件を満たし、良好な住環境の形成が見込まれると判断する理由**

良好な居住環境の整備の方針

住宅建設計画の土地に係わる区域の現況地目別面積
住宅建設計画に係わる区域に農用地区域内の土地が含まれる場合はその理由
土地基盤整備事業の実施状況

赤字は**基本方針や住宅建設計画と重複している**と考えられる項目

□ 農用地区域からの除外、農地転用の観点から特に確認が必要項目
□ 都市計画法の開発許可

優良田園住宅建設計画の認定と農振法・農地法の手続について（農用地区域内）

優良田園住宅を建設するための農用地区域からの除外の申し出
【事業者 市町村】

農用地区域からの除外（農振法）
【市町村 都道府県協議】

農地転用（農地法）
【事業者 都道府県(又は市町村)】

優良田園住宅建設計画の認定

農振法第11条による
公告・縦覧

除外理由（認定を受けた優良田園住宅建設計画に従い住宅を建設）を記載

都道府県協議

除外の要件は建設計画認定における都道府県との協議を通じて既に判断されているため、**公告・縦覧等の手続の履行のみ判断**

協議に対する同意

農振法第12条による
公告

農地転用許可申請

農用地区域の除外が現実になった段階で申請

転用候補地の選定や規模の妥当性等の要件は建設計画認定における都道府県との協議を通じて既に判断されているため、**資金計画等の事業の確実性のみ判断**

農地転用許可

農用地区域内の土地を優良田園住宅の土地に供する場合は、建設計画認定後、農用地区域からの除外の手続きを行う必要があるため、建設計画と一本化し転用許可することはできない。このため、建設計画の認定の際、農用地区域からの除外・農地転用の要件を実質的に確認し、手続きの迅速化を図っている。

都市計画法の開発許可と同時に許可

連絡調整

認定を受けた建設計画に係る土地についての除外や農用地区域からの除外や農地転用（第1種農地）が認められる

農用地区域からの除外のため公告・縦覧において、認定を受けた建設計画に基づく除外であることを明示する必要

農用地区域から除外されてはじめて農地転用が可能

保育士資格等に関する専門委員会の設置について

令和5年8月29日

こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会決定

1. 設置の趣旨

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「登録日から3年間は事業実施区域内でのみ有効となる地域限定保育士の資格を付与する特例措置及び株式会社を含む多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開について、今後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に向けて、令和5年度中に詳細な制度の検討を行う。」とされている。また、令和5年地方分権改革に関する提案募集において、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間（令和6年度末まで）において設けられている保育教諭の特例措置を当分の間延長することについて、地方から提案があったところ。

これらを受け、今般、教育・保育の質の向上を図りつつ、更なる保育士、保育教諭の人材確保を目的とし、国家戦略特別区域法等を踏まえた地域限定保育士制度について全国での実施を可能とすることや、幼保連携型認定こども園において配置が求められている保育教諭の特例措置が令和6年度末で期限を迎えることによる改正等について検討するため、こども家庭審議会運営規則第5条及びこども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会運営細則に基づき、こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会の下に、「保育士資格等に関する専門委員会」を設置する。

2. 主な検討事項

- (1) 地域限定保育士制度の全国での実施を可能とすることに関する事項
- (2) 保育教諭の特例措置の期限到来を受けた改正に関する事項
- (3) 指定保育士養成施設における入所資格に係る指定要件の見直しに関する事項
- (4) その他保育士資格等に関する事項

こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会
保育士資格等に関する専門委員会 委員名簿

令和5年8月29日

こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会長決定

こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会運営細則第2条及び第3条に基づき、こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育士資格等に関する専門委員会委員を以下の通り指名する。

有村 大士	日本社会事業大学 社会福祉学部 教授
飯田 美和	舞鶴市 乳幼児教育センター所長
井上 眞理子	洗足こども短期大学教授
川端 一光	明治学院大学心理学部教授
北野 久美	全国保育士会副会長（北九州市 あげぼの愛育保育園園長）
◎ 鈴木 みゆき	國學院大學人間開発学部教授
東口 房正	全国認定こども園協会副代表理事（こども園ふじがお幼稚園園長）
山縣 文治	関西大学人間健康学部教授

（50音順、敬称略、◎委員長）

ギャンブル等依存症対策基本法概要

重点番号22：都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し（内閣官房）

1 目的

ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、
②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている
ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、
もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

2 定義

ギャンブル等依存症：ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

3 基本理念

- ① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携を図られるよう、必要な配慮

4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮

アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図られるよう、必要な配慮

5 責務

国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定

6 ギャンブル等依存症問題啓発週間

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）を設定

* ギャンブル等依存症問題：ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題

7 法制上の措置等

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

- ① **ギャンブル等依存症対策推進基本計画**：政府に策定義務（少なくとも3年ごとに見直しを検討）
 - ② **都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画**：都道府県に策定の努力義務（少なくとも3年ごとに見直しを検討）
- * ②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要

9 基本的施策

- ① 教育の振興等
- ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施
- ③ 医療提供体制の整備
- ④ 相談支援等
- ⑤ 社会復帰の支援
- ⑥ 民間団体の活動に対する支援
- ⑦ 連携協力体制の整備
- ⑧ 人材の確保等
- ⑨ 調査研究の推進等
- ⑩ 実態調査（3年ごと）

10 ギャンブル等依存症対策推進本部

内閣に、内閣官房長官を本部長とする**ギャンブル等依存症対策推進本部**を設置

所掌事務：①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

本部に、**ギャンブル等依存症対策推進関係者会議**を設置

委員：ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命（20人以内）

所掌事務：本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる

※ 施行期日：公布の日から起算して3月を超えない範囲内（平成30年10月5日施行）

※ 検討：① 本部については、施行後5年を目途として総合的に検討

② ①のほか、本法の規定全般については、施行後3年を目途として検討

ギャンブル等依存症対策推進基本計画(令和4年変更)【概要】

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症問題の現状

- 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合:成人の2.2% (令和2年度独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター調査結果)

II ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

- 推進体制:ギャンブル等依存症対策推進本部(本部長:内閣官房長官)
- 基本的な考え方

PDCAサイクルによる
計画的な不断の取組の推進

多機関の連携・協力による
総合的な取組の推進

重層的かつ多段階的な
取組の推進

IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

- ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)における積極的な広報活動の実施
- 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進

第二章 取り組むべき具体的施策(主なもの)

I 関係事業者の取組:基本法第15条関係

広告宣伝の在り方	・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の取組を推進 [公営競技・ぱちんこ] ・SNSなどの各種媒体を効果的に活用した普及啓発活動の推進 [公営競技・ぱちんこ]
アクセス制限 ・ 施設内の取組	・インターネット投票におけるアクセス制限の強化(購入限度額の設定、視覚的に訴える新たな表示方法の導入) [公営競技] ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化 [ぱちんこ] ・20歳未満の者の投票券の購入禁止の強化 [公営競技] 18歳未満の可能性のある者に対する年齢確認の徹底 [ぱちんこ] ・施設内・営業所内のATM等の撤去等 [公営競技・ぱちんこ]
相談・治療に つなげる取組	・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援 [公営競技:補助事業の公募開始(令和3年度～)/ぱちんこ:平成31年度から開始、実績を毎年度公表] ・事業者が設置・運営している相談体制の強化 [公営競技・ぱちんこ]
依存症対策の 体制整備	・従業員教育の推進、ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化 [公営競技] ・ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進 [ぱちんこ] ・「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化 [ぱちんこ] ・地域連携の強化 [ぱちんこ]

II 予防教育・普及啓発:基本法第14条関係

- 効果的な普及啓発の検討及び実施 [内閣官房]
- 依存症の理解を深めるための普及啓発 [厚労省]
- 消費者向けの総合的な情報提供及び地域における普及啓発の支援 [消費者庁]
- 青少年等に対する普及啓発の推進 [消費者庁・文部科学省]
- 学校教育における指導の充実、各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進 [文科省]
- 金融経済教育における啓発 [金融庁]
- 産業保健総合支援センター等を通じた職場における普及啓発の推進 [厚労省]

III 依存症対策の基盤整備・様々な支援:基本法第16～21条関係

連携協力体制の 構築及び包括的 な支援	・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現 [関係省庁] ・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進 [内閣官房]
相談支援・治療支援	・都道府県・政令指定都市における相談体制の充実 [厚労省] ・ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 [関係省庁] ・婦人相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者等における支援強化 [厚労省] ・消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援 [消費者庁] ・多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける相談体制の強化 [金融庁・法務省] ・相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成 [法務省] ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関及び治療拠点機関の早期整備 [厚労省]
民間団体支援	・自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援及び連携した普及啓発 [厚労省] ・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援(再掲) [公営競技・ぱちんこ]
社会復帰支援	・ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援 [厚労省] ・ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援 [法務省] ・受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援の充実 [法務省]
人材の確保	・医師臨床研修の実施 [厚労省]、医学部における教育の充実 [文科省] ・保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の養成 [厚労省] ・刑事施設職員、更生保護官署職員の育成 [法務省]

IV 調査研究・実態調査:基本法第22・23条関係

- 精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握 [厚労省]
- ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査・検討 [厚労省]
- ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に対する教育状況等についての実態把握 [法務省]
- 海外競馬の依存症対策に係る調査 [競馬]
- 相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握 [公営競技・ぱちんこ]

V 多重債務問題等への取組

- 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施 [金融庁]
- 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化 [警察庁]

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第12条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第13条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するよう努めなければならない。

(実態調査)

第23条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするために必要な調査を行い、その結果をインターネット上の利用その他適切な方法により公表しなければならない。

訪問診療等を使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について

【提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点】

- ・ 通達における、訪問介護サービスが対象となっていることの明確化
- ・ 通達における、警察署担当者に対する通達趣旨の周知徹底
- ・ 通達における、申請書類の簡素化や具体化についての明文化
- ・ オンライン申請については、新規申請も行えるようにするのか、また、いつ頃実現されるのか。
- ・ 予め場所と日時が定まらない訪問サービスもあるため、より包括的・柔軟な対応は可能か。

【方針】

1 新たな通達の発出

- ・ 簡素合理化の対象となる車両の明確化
- ・ 警察署担当者に至るまでの通達趣旨の周知徹底
- ・ 不要となる疎明書面を具体的に明記
について各都道府県警察へ指示

各都道府県警察の検討・周知状況について、警察庁においてフォローアップを行う。

2 警察行政手続サイトの見直し

過去に許可を受けた申請だけでなく、新規・変更申請のオンライン対応についても、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日)を踏まえて、令和7年末までに検討を行う。

【より包括的・柔軟な駐車許可について】

- ・ 他の道路利用者に危険を生じさせたり、渋滞を引き起こすこととなりかねないため、交通の安全と円滑の確保の観点から、市内一円等の場所を限定しない駐車許可は困難。
- ・ 許可日時については、可能な限り柔軟な対応を図るよう指示。



子ども・子育て支援制度における継続的な見える化について

1. 経緯

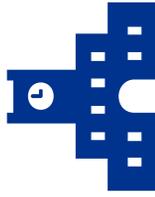
- 令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、**現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の用途の見える化を通じた透明性の向上が必要**」とされた。
- 令和5年1月より、**子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議を開催し、令和5年8月28日に報告書を取りまとめ**。

2. 主な内容

- **施設・事業者ごとの経営情報（収益・費用、職員給与と状況等）の報告・届出を求めることとする。**
- **施設・事業者ごとに人件費比率やモデル賃金を公表するほか、グルーピングした集計・分析結果も公表することとする。**

【イメージ図】

施設・事業者



子ども・子育て支援法第58条に基づく報告・届出



(独) 福祉医療機構が
管理・運営を実施

経営情報（収益・費用、
職員給与と状況等）の報告・届出

各種データの確認

継続的な見える化でのデータ取得
集計・分析の実施



都道府県
(市区町村経由)

国
(こども家庭庁)

※黒字は既存の取組

※赤字は新たな取組

教育・保育情報

子ども・子育て支援法第58条に基づく公表
＜施設・事業者ごとに公表＞

- ・運営する法人に関する事項
- ・施設等に関する事項
- ・従業者に関する事項
- ・教育・保育等の内容に関する事項
- ・利用料等に関する事項
- ・その他都道府県知事が必要と認める事項 等

経営情報（職員給与と状況等）

継続的な見える化での公表①
＜施設・事業者ごとに公表＞

- (例)
- ・人件費比率
 - ・モデル賃金 等

経営情報（収益・費用）

継続的な見える化での公表②
＜グルーピングした集計・分析結果を公表＞

- (例)
- ・施設形態、運営主体の法人形態、定員規模、職員数、地域区分等に応じた集計・分析を実施

重点番号19: 地域型保育給付費等の支出に係るルール
の整備・明確化(こども家庭庁)

子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について (令和5年8月28日 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書の概要)

目的

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の施設・事業者の経営情報の公表やデータベース化等の継続的な見える化の仕組みの構築を進め、処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善を図ることを主たる目的とする。
- 加えて、行政機関においては、幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する国民の正確な理解の促進、社会情勢や経営環境の変化を踏まえた的確な支援策の検討、経営情報の分析を踏まえた幼児教育・保育政策の企画・立案等の実現を目的とする。
- また、情報公表の充実を図ることにより、行政機関のみならず、保護者や子育て家庭、保育士等の求職者の意思決定の支援や、施設・事業者の経営分析・改善の促進、また、研究者による学術研究や政策提言の活性化等、幅広い関係者の利益への波及的な効果も期待できる。

継続的な見える化の対象とする施設・事業者

- 原則、子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象とする。

※ただし、小規模な施設・事業者に対しては、公表すべき内容・項目を限定する等の一定の配慮を行う方向で検討。

報告・届出を求めめる情報

- 全ての施設・事業者を単位として、毎事業年度の経営情報（収益・費用） について報告・届出を求めめる。
- このうち、人件費等についてはその内訳を、職員配置の状況や職員給与の状況等については、その詳細を把握できる情報も含む。
- 報告・届出を求めめる経営情報等の具体的な項目については、「経営実態調査」における調査項目を基礎としつつ、「政策検討への活用性の向上」と「施設・事業者への業務負担」の双方に配慮し決定する。
- それぞれの経営主体で採用されている会計基準に応じた様式を設け、また、それぞれの会計年度に応じた報告・届出期間を設定する。

公表の方法

- 詳細な経営情報については、個別の施設・事業者単位での公表は行わない。施設・事業者の種類、経営主体の種類、地域区分の設定、定員規模などの属性に応じたグルーピングによって集計・分析した結果を公表する。
- 保護者や保育士等の情報利用者にとってニーズの高い、施設・事業者の人員費比率やモデル賃金等の情報については、解釈において誤解が生じないようにすることや施設・事業者の権利利益が損なわれない範囲とすること等を前提に、個別の施設・事業者単位で公表する。

医療DXの推進に関する工程表を踏まえた今後の進め方 (全国医療情報プラットフォームの構築)

第4回「医療DX令和ビジョン2030」
厚生労働省推進チーム
(令和5年8月30日)資料(抜粋)

施策	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度～ (令和8年度～)
介護情報の共有 ・介護情報基盤 ・介護保険証のペーパーレス化	共有すべき情報・自治体業務フロー等の検討・見直し	システム開発・改修 自治体・介護事業所における対応等 希望する自治体から先行実施	希望する自治体から先行実施	全国実施
予防接種事務のデジタル化(接種情報・予診情報の共有等)	医療機関と自治体間の情報連携基盤の整備	希望する自治体から先行実施	・実施自治体の拡大 ・基盤の機能を追加・拡充 ・関連法令等の整備	全国実施
②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築(1/2)	医療機関と自治体間の情報連携基盤の整備	希望する自治体から先行実施	・実施自治体・制度の拡大 ・基盤の機能を追加・拡充 ・必要に応じ関連法令等の整備	全国実施
公費負担医療及び地方単独医療費助成へのオンライン資格確認等システムの対応拡大	医療機関と自治体間の情報連携基盤の整備	希望する自治体から先行実施	希望する自治体から先行実施 (自治体標準システム移行重点期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施自治体・制度の拡大 ・基盤の機能を追加・拡充 ・必要に応じ関連法令等の整備 <p>全ての制度について、特段の事情があるものを除き、全国実施</p>
自治体検診情報の共有	調査研究	共有すべき自治体検診情報(がん検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診)の検討・標準化・規格化 ・情報連携に向けた技術面・制度面での検討	希望する自治体から先行実施	全国医療情報プラットフォームの運用開始に伴う連携
診断書等の電子的提出	マイナビ申請サイトの改修	調査研究	希望する自治体から先行実施	診断書等の自治体への電子提出の実現 順次、対象文書を拡大

重点3: 里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築(こども家庭庁)
重点4: 妊産婦健康診査に係る受診票の統一及び情報共有システムの構築(こども家庭庁)

< 現行の取扱 >

○ 民生委員法においては、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されている。

○ これは、民生委員は市町村の区域を単位としてその職務(※)を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものである。

(※) 民生委員の職務

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
2. 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
3. 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
4. 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
6. その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

(※) 児童委員の職務

1. 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
2. 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
3. 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
4. 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
5. 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
6. その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

< 対応 >

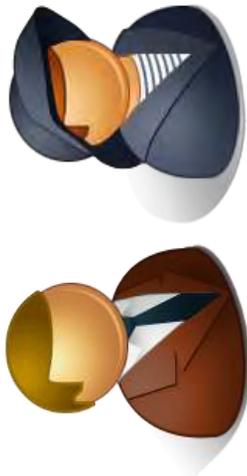
○ ご提案については、民生委員法の規定を踏まえ、民生委員の当該地域での職務(例：日常的な相談援助、虐待や生活困窮など福祉的課題がある家庭への訪問、災害時等の活動、福祉事務所や児相等への協力等)について、在勤者の方(別の市町村に居住し、基本的に勤務のためにその時間に当該地域に来訪している方等)に、適切かつ継続的に担っていただけるか等の点も含めて、当事者・関係団体の意見等も踏まえながら、慎重かつ丁寧に検討する必要がある。

○ 一方で、民生委員活動の担い手の拡大や負担軽減については重要な課題。このため、今後、民生委員の業務内容や業務量等の実態も把握しつつ、関係団体のご意見も踏まえながら、民生委員協力員によるサポートや、業務負担の軽減策、地域の創意工夫も活かした取り組みの促進等について検討を進める。

【参考】民生委員・児童委員について

【根拠法】 民生委員法（児童福祉法第16条により児童委員を兼務）

225,356人
(令和4年12月1日現在)



※活動費は地方交付税の積算に算定

- 特別職の地方公務員（無報酬）
- 任期3年
- 守秘義務あり

【委嘱】

厚生労働大臣

↑【推薦】

【意見】
(努力義務)

都道府県知事等

↑【推薦】

市町村 民生委員推薦会

地方社会福祉審議会

※委員の人数や構成については市町村長の裁量に委ねる。

令和5年7月20日
地方分権改革有識者会議
提案募集検討専門部会
(第153回) 資料

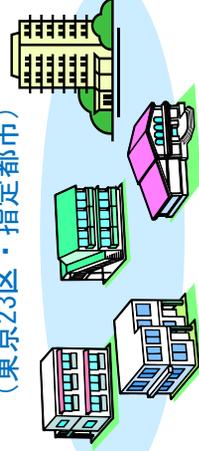
＜民生委員・児童委員1人当たりの活動状況＞ (令和3年度実績)

総活動件数：年2,381万件

【担当区域】

【都市部】

(東京23区・指定都市)



220～440世帯



70～200世帯

行政・社協・学校・
社会福祉施設・
地域包括支援
センター等

【連携】

【支援】

民生委員
児童委員
協議会

【活動内容】

＜調査・実態把握＞

＜相談・支援＞＜地域福祉活動＞＜定例会・研修等＞



21.6件

31.2件

21.6件

14.4件

＜行事・会議等への参加＞

＜証明事務＞

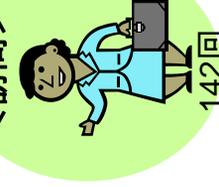


1.6件



12.5件

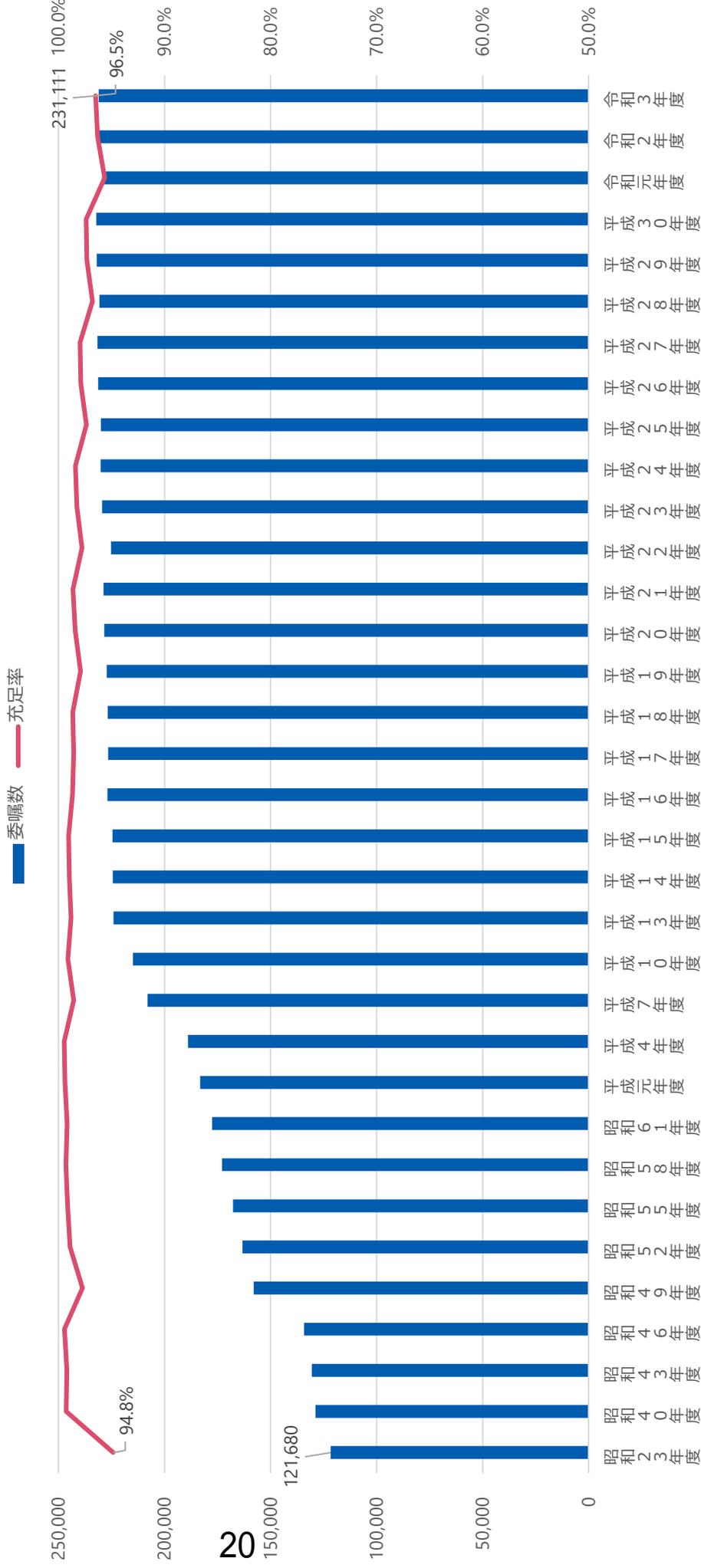
＜訪問＞



142回

【参考】民生委員・児童委員の委嘱数と充足率の推移

- 委嘱数は長期的に増加。平成13年度以降の20年間は横ばいで約23万人となっている。
- 充足率（定数に対する委嘱数）は90%台後半を推移。



注1) 「福祉行政報告例」による各年度末現在の人数。ただし、昭和23年度は4月1日の人数としている。

注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

【参考】民生委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組例 民生委員協力員

令和5年7月20日
地方分権改革有識者会議
提案募集検討専門部会
(第153回) 資料

○ 民生委員の負担軽減や、新たな地域福祉の担い手(将来の民生委員候補者)の発掘等を目的に、民生委員の活動を補佐する「民生委員協力員」を配置。

(実施事例)

- ・ 地域のサロン活動等に協力員が参加することで、準備等に時間をかけることができるようになり、サロン活動が充実するとともに、民生委員の負担軽減にもつながる。
- ・ 民生委員経験者に協力員を委嘱し、民生委員の欠員地区でのサポートをするとともに、新任民生委員にアドバイスすることで、新任民生委員がポイントを踏まえた活動が可能に。安心感を与える。
- ・ 年齢要件により退任することが分かっていない民生委員の後任候補者を協力員に委嘱し、民生委員とともに活動する中で、民生委員の役割等を学習。協力員を経験後、民生委員に就任。
- ・ 民生委員が実施する地域の見守り活動に同行して補佐を行う。

※協力員の配置人数、委嘱者、活動内容、活動費等は自治体によって異なる。

子ども民生委員

○ 小学生等を対象に、民生委員の役割等に関する授業を行い、「子ども民生委員」に委嘱。民生委員と一緒に一人暮らしの高齢者の訪問や見守り活動などを実施。子ども達が地域社会の一員として地域の高齢者について考える機会になっているとともに、民生委員のこともうきっかけにもなっている。

【天海市社会福祉協議会の子ども民生委員】



●社会福祉協議会会長より委嘱状の交付



●認知症サポーター養成講座の受講



●お年寄りの方々にメッセンジャーカードや児童が育てた花苗の配布



●地域マップ作り

行政のサポート

○ 民生委員・児童委員の包括的な相談窓口として、民生委員・児童委員支援担当者(課長補佐以上)を庁内関係各課に置き、関係各課や関係機関との調整、必要に応じて現地に同行するなど、サポート体制を構築。
(大分市の民生委員サポート体制)

ICTの活用(タブレット端末等の導入)

○ 仕事をしながら民生委員活動がしやすい環境を整備するため、タブレット端末などICTを活用して、情報共有や定例会議のオンライン化を図る。

児童扶養手当等の受給資格確認に係る 民生委員等の証明事務の見直しについて

こどもまんなか

こども家庭庁



厚生労働省

前回までの内容

【提案内容】

民生委員が担当区域内すべての住民の生活実態を把握することは困難であるため、児童扶養手当、特別児童扶養手当をはじめ、法令や通知等に「民生委員の証明」が必要と記載があるものについては、その記載を削除することを求める

【現行の取扱】

児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）等に基づき証明事務を民生委員や児童委員等に行っていたいる業務独占的に民生委員等が証明事務を行っているわけではない

【第1次事項ヒアリングの主な意見】

証明事務を行っている民生委員について民生委員以外も証明事務が可能ならば明確化するべきではないか
民生委員以外に証明できるといった事が自治体に伝わっていないのではないか
熱意をもって証明事務を行っている民生委員の方を否定するものではない
民生委員以外の証明について広く周知する事が重要であり、その結果、証明事務の円滑化や民生委員のなり手のハードルが下がることに繋がるのではないか
自治体のニーズや実態、状況などを把握した上で民生委員以外を例示したほうがいいのではないか

前回のヒアリングを踏まえたい対応方針

民生委員による証明は支給の適正性確保のための重要な手続であり、その廃止は、自治体での手当認定等事務に与える影響が大きく、支給事務を担う自治体部局の状況を踏まえたい慎重な検討が必要。一方、社会情勢の変化などを踏まえた民生委員の負担軽減も喫緊の課題。そのため、事務を実施している自治体のニーズや実態などを調査しているところであり、その結果を踏まえ、証明可能な民生委員・児童委員以外の者を自治体に周知するなど民生委員の負担軽減策を検討する。 前回のヒアリングを踏まえ、こども家庭庁において、自治体に民生委員・児童委員の証明事務の実態調査を依頼済

別冊 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領（抜粋）

第一 児童扶養手当関係書類

1 認定請求書の審査

児童扶養手当法施行規則（以下「規則」という。）第一条の規定により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に、児童扶養手当認定請求書（以下「認定請求書」という。）が提出された場合には、次の要領により審査を行うものとする。

(1) （略）

(2) 認定請求書に次の書類が添付されているかどうかを審査すること（規則第1条）。

24

ア （略）

イ 受給資格者が父である場合において、対象児童と一時的に同居しないでこれを監護し、かつ、生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、本人の申立書及び学校長、寄宿舎の長、**民生委員、児童委員**等の証明書であること。

ウ 受給資格者が母である場合において、対象児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、本人の申立書及び学校長、寄宿舎の長、**民生委員、児童委員**等の証明書であること。

工 受給資格者が養育者である場合には、対象児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本並びに受給資格者が対象児童を養育していることを明らかにすることができきる書類

この場合の書類とは、本人の申立書及び**民生委員、児童委員等**の証明書であること。
才 対象児童の父母が婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情であった場合であって、事実上の婚姻関係を解消したときは、その事実を明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、「**事実婚姻解消等調書**」、本人の申立書、住民票の写し及び**民生委員、児童委員等**の証明書であること。

カ～ク (略)

25

(3) 認定請求書には、所得の状況を記載することとなつているので所得に関する次の書類が添付されているかどうかを審査すること(規則第一条)。

ア～ウ (略)

工 受給資格者が前年の一月三十一日においてその者の法第九条に規定する扶養親族等でない法第三条第一項に規定する児童の生計を維持したときは、次に掲げる書類等

(ア) 受給資格者が前年(一月から三月までの間に認定請求があつた場合は前々年)の一月三十一日において児童の生計を維持したことを明らかにすることができる書類
この場合の書類とは、本人の申立書及び**民生委員、児童委員等**の証明書であること。

第二 特別児童扶養手当関係書類

1 認定請求書の審査

特別児童扶養手当法施行規則（以下「規則」という。）第一条の規定より、市町村に、特別児童扶養手当認定請求書（以下「認定請求書」という。）が提出された場合には、次の要領によって審査を行うものとする。

(1) (略)

(2) 認定請求書に次の書類が添付されているかどうかを審査すること（規則第1条）。

ア、イ、ウ（略）

エ 受給資格者が父又は母である場合において、支給対象児童と同居しないでこれを監護するときは、その事実を明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、本人の申立書及び学校長、寄宿舎の長、民生委員、児童委員等の証明書であること。

オ 受給資格者が養育者である場合には、支給対象児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本並びに受給資格者が支給対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、本人の申立書及び学校長、寄宿舎の長、民生委員、児童委員等の証明書であること。

2～4（略）

令和5年度当初予算 1,486億円 (1,618億円) (内は前年度当初予算額)

1 事業の目的

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2 事業の概要・スキーム

<支給対象者>

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

<支給要件>

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額（令和5年4月～）>

月額
加算額（児童2人目）
（児童3人目以降1人につき）

- ・ 全部支給：44,140円
- ・ 一部支給：44,130円～10,410円
- ・ 全部支給：10,420円
- ・ 一部支給：10,410円～5,210円
- ・ 全部支給：6,250円
- ・ 一部支給：6,240円～3,130円

<所得制限限度額（収入ベース）> 前年の所得に基づき算定

全部支給（2人世帯）：160万円
一部支給（2人世帯）：365万円

<支給期月>

1月、3月、5月、7月、9月、11月

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【受給者数】854,540人（母：808,658人、父：42,153人、養育者：3,729人） 令和4年3月末現在

【改正経緯】多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

1 目的

精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。

2 概要

<対象者>

1 級：障害基礎年金の1級に相当する障害を有する児童

（両眼の視力がそれぞれ0.03以下のも、両耳の聴力レベルが100デジベル以上のもの、両上肢の機能に著しい障害を有するもの、精神の障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの、など）

2 級：障害基礎年金の2級に相当する障害を有する児童

（両眼の視力がそれぞれ0.07以下のも、両耳の聴力レベルが90デジベル以上のもの、一上肢の機能に著しい障害を有するもの、精神の障害であって日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの、など）

<支給要件>

20歳未満の上記障害児を監護等する父母（又は養育者）に支給

<給付月額（令和5年度）>

1 級：53,700円 2 級：35,760円

<所得制限（例示：年収）>

1. 本人（4人世帯）7,707千円 2. 扶養義務者（6人世帯）9,438千円

<支払月（定時払い）>

4月、8月、11月若しくは12月（年3回） この他に、必要に応じて随時払いがある。

3 認定事務等

【認定事務】都道府県、指定都市（申請窓口は市町村）

【負担率】国10/10

【受給者数（令和3年度末）】278,236人（1級：96,038人 2級：182,198人）

【予算額（令和5年度）】1435.3億円

生活福祉資金貸付に係る民生委員調査書の廃止について

令和5年7月20日
地方分権改革有識者会議
提案募集検討専門部会
(第153回)資料

<生活福祉資金貸付制度の沿革>

昭和30年、国が民生委員による世帯更生運動の助長発展を図る形で、自立助長のための資金原資として「世帯更生資金貸付制度」を創設。この「世帯更生資金貸付制度」の拡充を進める中で、平成2年に名称を「生活福祉資金貸付制度」と変更し、現在に至るもの。

生活福祉資金貸付制度は、民生委員の活動に起源を有している。

<現行制度>

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とし、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、総合支援資金、福祉資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付を実施。

民生委員は、民生委員法第14条の職務内容に関する規定に基づき、社会福祉協議会と緊密に連携し、本貸付事業の運営について積極的に協力するものとされている。本貸付事業に関する具体的な役割としては、

- ・都道府県社協及び市町村社協、福祉事務所等関係機関と連携した本制度の広報・周知活動
 - ・本制度の利用に関する情報提供、助言
 - ・都道府県社協及び市町村社協の要請に基づき、借入申込者及び借受人の属する世帯の調査及び生活実態の把握
 - ・借受人及び借入申込者の自立更生に関する生活全般にわたる相談支援
- 等であり、借受人及び借入申込者の生活自立が図られるよう、民生委員の相談支援を通じたきめ細やかな対応を期待。その中で、福祉資金等の一部借入の申込時に、民生委員調査書の作成を求めている。

<対応>

ご提案については、生活福祉資金貸付制度の沿革や理念及び目的、民生委員調査書が都道府県社協の貸付審査や借受人支援において果たす役割等()を踏まえ、民生委員や社会福祉協議会の意見等も聞きながら、負担軽減の方策等も含め、丁寧に検討。

民生委員調査書は、都道府県社協における借入申込者の家庭の状況把握や貸付要否の検討に用いられている。また、本調査書は、その作成過程において民生委員が地域で困りごとを抱えた世帯とつながるきっかけにもなっており、貸付が行われた後でも、民生委員は相談対応や見守りなどの支援を実施している。

参考：生活福祉資金貸付制度の概要

令和5年7月20日
地方分権改革有識者会議
提案募集検討専門部会
(第153回)資料

制度概要

創設年度 昭和30年度

実施主体 都道府県社会福祉協議会

目的

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

貸付対象

(低所得世帯)・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税相当)
(障害者世帯)・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯
(高齢者世帯)・・・65歳以上の高齢者の属する世帯

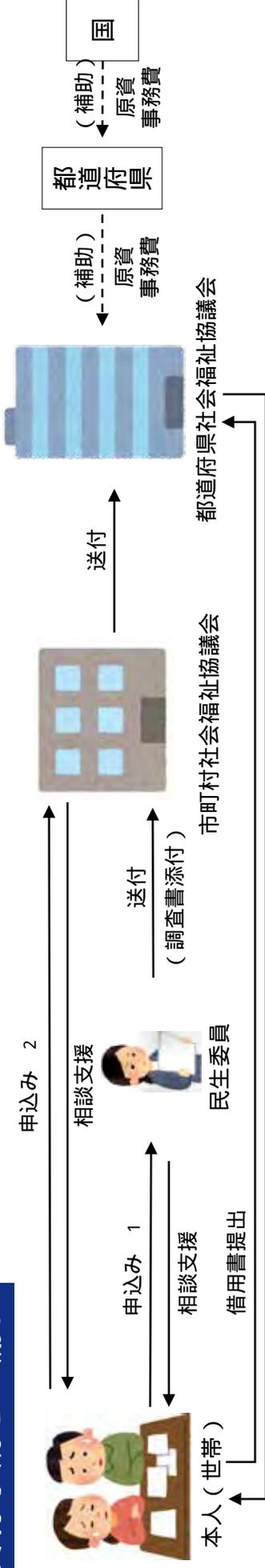
資金の種類

- ・総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
- ・福祉資金(福祉費、緊急小口資金)
- ・教育支援資金(教育支援費、就学支度費)
- ・不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

貸付金利子

- ・連帯保証人を立てた場合 無利子
 - ・連帯保証人を立てない場合 年1.5%
- 注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子
注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート(R5.4.3時点 年1.45%)のいずれか低い利率

貸付手続きの流れ



1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み。自立更生に関する相談支援を実施
2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み
3 総合支援資金及び緊急小口資金は、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を行うことに同意することが条件。

業務管理体制の整備に関する届出事項 の変更手続の見直しについて

31

重点番号33：指定障害福祉サービス事業所等が行う届出の合理化（こども家庭庁、厚生労働省）

令和5年9月7日

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

令和5年地方分権改革提案（管理番号87：業務管理体制の整備に関する届出事項の変更手続の見直しについて）に係る今後の対応について

要望の概要

指定障害福祉サービス事業者等について、指定に係る届出事項の変更の届出と、業務管理体制の整備に関する届出事項の変更の届出の双方の届出事項が重複する場合には業務管理体制の整備に関する変更の届出の省略を可能とすること。

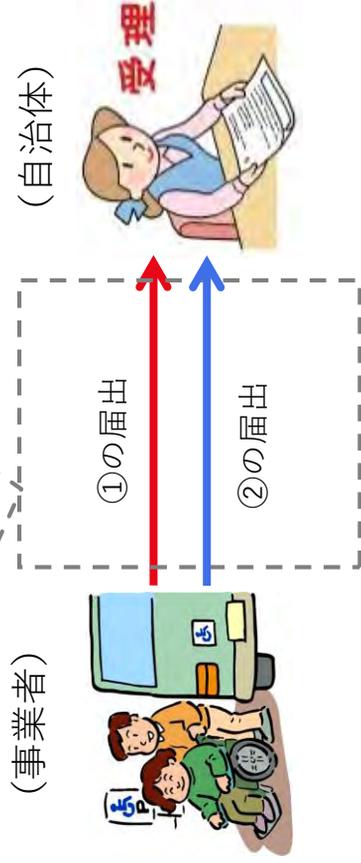
対応案

①障害福祉サービス事業所等の指定に係る変更の届出と②業務管理体制の整備に関する変更の届出の双方の届出先が同一の自治体であって、①と②の届出事項が重複する場合には、②の届出に係る事務負担の軽減を図るため、①の届出書をもって②の届出書があったとみなす措置を行う方向で検討する。

32

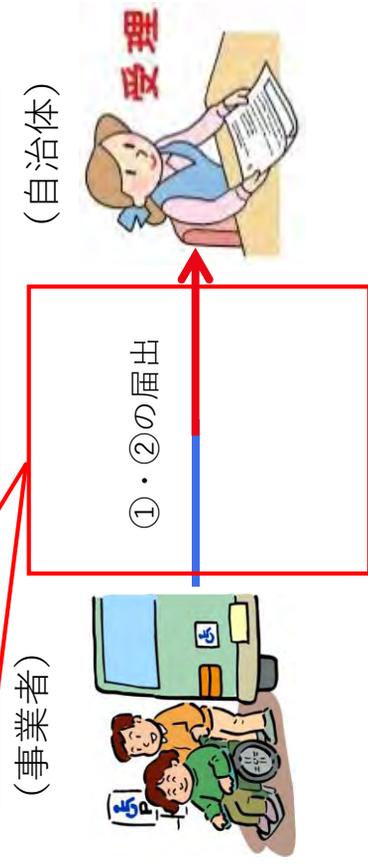
＜従前の取扱い＞

①と②の届出事項の重複の有無に関わらず、それぞれ届出が必要



＜今後の対応のイメージ＞

①と②の届出先が同一の自治体であって、届出事項が重複する場合、①の届出書をもって②の届出書があったとみなすことにより、②の届出に係る事務負担を軽減



身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

重点番号32:身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止(厚生労働省)

求める措置の具体的内容

- 身体障害者福祉法第15条第2項において、都道府県知事が医師を定める際には地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならないとあるが、この義務付けを廃止することを求める。

具体的な支障事例

- 地方社会福祉審議会への意見聴取は指定医師の専門性を確保することが目的と考えられるが、医師の指定に当たっては、医師免許証や履歴書等から、障がいに関する診療科での経験年数等の形式的な要件の審査を行っているケースがほとんどであり、実際に専門的な知識が必要になるケースはほとんどない。

34

15条指定医の指定に係る専門性の確保について
(P2)

- 身体障害者手帳の交付申請に当たって添付することとされている診断書及び意見書を作成する医師を都道府県知事が指定する際には、地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならないが、日程調整等、審議会開催の事務負担が大さい。

- 医師の指定には申請から2～3か月程度の期間を要しているが、医師の異動等によって医療機関に指定医師が不在になった際に、新たな医師の指定申請をしてから認定されるまでの間は、診断書等を作成できる指定医師が当該医療機関に一時的にいなくなってしまい、他院で作成してもらわなければならないなど、市民にとっても不利益となる状況が発生している。

地方社会福祉審議会の運用の状況について
(P3)

15条指定医の指定に係る専門性の確保について

15条指定医の指定について（平成21年12月24日付 障害保健福祉部長通知より）

- 都道府県知事が法第15条第1項に規定する医師を指定する場合には、障害分野に関連する診療経験及び、**診断に関する相当の学識経験を有する医師**について行うものとする。
- 都道府県知事は法第15条第2項の規定に従い意見を聴く際、以下の事項について十分に審査を行い、15条指定医の専門性の確保に努めるものとする。①診療科名、②医籍登録日、③担当しよとする障害分野、④**当該医師の職歴**、⑤**当該医師の主たる研究歴と業績**、⑥その他必要と認める事項

診療経験や学識経験の判断基準例（※）

- 2年～7年以上（障害分野別）の医師としての診療年数があること
- 認定医や指定医等であることや、学会への所属・学会の主催する研修への参加実績があること
- **人工透析の診療経験やヒト免疫不全ウイルス感染者の診療経験があること**
- **その専門分野における研究発表や論文提出があること** 等

このような専門的な経験について、客観的かつ一律の判断基準をあらかじめ国において定めることや、自治体の行政職員のみによってその経験の適否を判断することは困難であると想定されることから、**医師の指定の可否を判断するにあたって、地方社会福祉審議会への意見聴取は必要な手続きであると考えている。**

開催方法について(※)

各自体において条例等を定めることにより、以下のような弾力的な運用を行っているものと承知している。

- 対面での開催の他に、一定の審議期間を設けた書面開催やリモートによる開催を行うことで、開催や諮問の負担を軽減しようとする取り組みがなされている。
- 身体障害者の福祉に関する議題（身体障害者手帳交付に係る障害の認定の審査等）を審議するために定期的に開催される地方社会福祉審議会で、15条指定医の指定、取り消しに係る審査に関する議題を取り扱うことで、個別の日程調整等の負担を軽減している事例がある。
- 15条指定医の指定に関する審査を行うための少人数の専門の部会などを設け、かつ、当該部会への審議を社会福祉審議会における審議に代えることで、弾力的な15条指定医の指定を可能としている事例がある。



当該指定医の指定に関する諮問の書面開催や、専門分科会の下に指定医の審査を行う少人数の専門の部会を設けるなど、会議の運営や日程調整等、審議会の事務負担を軽減することが可能と考えており、そのような事例について周知して参りたい。